



健感発第0921001号
平成17年9月21日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の未接種者への積極的勧奨について

標記について、予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第264号）が平成18年4月1日から施行されることに伴い、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の対象者が改められるところであるが、麻しん及び風しんに係る定期の予防接種については、その発生及びまん延を防止し、もって麻しんの国内における根絶を達成するとともに、風しんによる先天性風しん症候群の発生を予防するものであり、より適切な時期に接種するよう積極的に勧奨することで、接種率を高くすることが公衆衛生の向上に有効である。

ついては、今回の改正を契機に、改めてより適切な時期に接種勧奨を行うこととするため、未接種者である対象者に対しては、下記の勧奨方法により、平成18年3月31日までの間同法に基づく予防接種の実施主体の義務として、積極的な接種勧奨を行うとともに、同日以降についてもかかりつけ医等の所見を踏まえ、保護者の意思により接種を希望する場合には、接種費用の軽減（公費負担）について配慮願いたい。特に、麻しんについては、生後12月以降に早期接種を行うことが極めて重要であるため、予防接種台帳等を活用し、未接種者の把握に努め、個別通知による積極的勧奨を行うよう要請する。

なお、接種に当たっては、定期の予防接種実施要領（平成17年7月29日付け健発第0729001号）により、十分な予診を行い、注意して接種されたい。

貴職においては、以上の旨を貴管下市町村に周知し、その実施に遺漏のないようにされるとともに、貴管内の麻しん及び風しんに係る定期の予防接種における実施体制・状況等を把握し、接種率の向上のための実施状況について、平成17年10月31日までに本職あて別紙により報告願いたい。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

記

- 1 予防接種台帳等を活用し、未接種者に対し、個別に通知による勧奨を行う。
- 2 各種検診（1歳6ヶ月検診など）において、未接種者の把握を行い、早期接種の勧奨を行う。
- 3 地域医師会等と連携を図り個別接種の推進、実施体制の充実を行う。（休日・平日夜間での接種体制確保等）
- 4 民生部局及び教育委員会と連携の上、保育園、幼稚園、小学校に対し制度の周知を行い、未接種者への接種勧奨を行う。（就学時の健康診断において、麻しん及び風しんの未接種者に対して、市町村教育委員会を通じ、予防接種の必要性を周知するとともに別添（保護者用お知らせ）の例を参考にし、保護者に配布するよう要請する。）
- 5 ホームページ、広報誌等を積極的に活用する。

市町村数【

市町村】

都道府県名

- 予防接種台帳を活用し、未接種者に対し、個別に通知による勧奨を行った。→開始をしていれば実施済に○。予定の場合、いつまでに行うか年月日を記入。
 - 各種検診(1歳6ヶ月検診など)において、未接種者の把握を行い、早期接種の勧奨を行っている。
 - 地域医師会等と連携を図り個別接種の推進、実施体制の充実を行っている。(休日・平日夜間で接種体制確保等)
 - 民生部局及び教育委員会と連携の上、保育園、幼稚園、小学校に対し制度の周知を行い未接種者の接種勧奨を行っている。
 - ホームページ、広報誌等を積極的に活用している。

【記入要領】

- ・市町村数を記載し、管内市町村全てについて記入する。
 - ・1～5の実施をおこなっている箇所へ○を記入（該当箇所へ複数可）
 - ・1～5以外による勧選を行っている場合は、「6 その他」に勧選内容を具体的に記載。

【勧選の状況によっては、市町村名の公表を行うこともあります。】

麻しん(はしか)と風しんの2回接種制度が導入されます

麻しん(はしか)と風しんの早期接種のお勧め

平成18年4月1日より麻しん(はしか)と風しん対策をより一層強化するため、麻しん(はしか)と風しんの予防接種の2回接種制度が導入されます。

- 麻しんや風しんは幼児期早期にかかることが多いため、麻しんと風しんの予防接種は、お母さんからの免疫がなくなる生後12月以降なるべく早期に接種することが、お子様自身の予防だけでなく、社会全体の感染症の予防(まん延防止)のため大変重要です。
- 現在は、生後12月から90月の間に、麻しんワクチンと風しんワクチンを1度ずつ接種するという制度ですが、来年4月からは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン(MR混合ワクチンと呼ばれています)を使用することで、麻しんと風しんの予防接種は一度で済むようになります。
- さらに、より高い予防の効果を得るために、2回接種を新たな制度として導入し、お子様がより大きな集団生活(小学校)を始める前に接種することが望ましいため、小学校就学前の1年間に2回目の接種を行うことになります。
- 以上のように、法に基づく麻しんと風しんの定期の予防接種の対象者が、下記のとおり改められ、MR混合ワクチンによる2回接種が導入されます。
- 来年の4月1日以降、定期の予防接種としては、MR混合ワクチンのみとなり、現在使用されている麻しんワクチン及び風しんワクチンに関しては、定期の予防接種(予防接種法に位置づけられている接種)では使用されないようにになりますが、かかりつけ医とご相談のうえ、保護者の希望により、接種を受けることは可能です。
- 現在、麻しんと風しんの予防接種の対象者(生後12月から生後90月に至るまでの間にある者)であって、未だ麻しんと風しんの予防接種を受けていないお子さんがいらっしゃる保護者の方は、かかりつけ医とよく相談し、ぜひとも早期に接種を受けることをお勧めします。
- 詳細については、お住まいの市町村におたずねください。

【改正前】

(対象者) 生後12月から生後90月に至るまでの間にある者

(接種方法)

麻しん及び風しんの予防接種は麻しんワクチン及び風しんワクチンを1回ずつ接種

ワクチン	出生時	6ヶ月	12ヶ月	18ヶ月	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳
麻疹ワクチン					1回								
風疹ワクチン					1回								

【改正後】

(対象者)

第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

第2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達するまでの日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの(いわゆる幼稚園の年長児)

(接種方法)

麻しん及び風しんの予防接種はMR混合ワクチンを第1期、第2期で1回ずつ

ワクチン	出生時	6ヶ月	12ヶ月	18ヶ月	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳
麻疹と風疹の混合ワクチン				第1期 1回					第2期 1回				

(お問い合わせ先)

○○市健康福祉課

(電話番号)